募集要項等の改訂 新旧対照表

<table>
<tr><th>No</th><th>資料名</th><th>頁</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>目</th><th>項目名</th><th>改訂前</th><th>改訂後</th></tr>
<tr><td>1</td><td>募集要項</td><td>5</td><td>1</td><td>10</td><td></td><td></td><td>プロフィットシェア</td><td>本業務は、事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。
委託契約書、要求水準書、受託者の提案書等に定める業務の水準（以下、「要求水準」という。）を低下させることなく、契約後に新たな提案により費用を縮減した場合、費用縮減分をシェアする。なお、詳細については、契約書(案)等において示す。</td><td>本業務は、事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。
委託契約書、要求水準書、受託者の提案書等に定める業務の水準（以下、「要求水準」という。）を低下させることなく、契約後に新たな提案により費用を縮減した場合、費用縮減分をシェアする。なお、詳細については、要求水準書2.11において示す。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>要求水準書</td><td>15</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>イ）</td><td>情報管理</td><td>維持管理情報の登録について、水道に係る情報は月1回のデータ提出、下水道に係る情報は年１回のデータ更新を原則とする。</td><td>イ） 維持管理情報の登録について、水道に係る情報は月1回のデータ提出、下水道に係る情報は月１回のデータ提出を原則とする。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>要求水準書</td><td>29</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td></td><td>汚泥収集・運搬、清掃業務</td><td>ア） 汚泥処分業務は、本業務委託において発生したし渣等の処分とする。マンホールポンプ等のし渣処分も含む。数量等は以下に示す。
イ） 収集・運搬は業務毎に計上する。
ウ） 関係法令を順守し、適正かつ確実に実施すること。

表 3-10 汚泥収集・運搬、処分予定数量
<table><tr><th>業務</th><th>年間数量
（想定）</th><th>単位</th></tr><tr><td>汚泥収集・運搬
汚泥処分</td><td>9</td><td>m³／年</td></tr></table></td><td>ア） 汚泥処分業務は、本業務委託において発生したし渣等の処分とする。計画的業務（点検・調査、清掃）において発生した汚泥、マンホールポンプ等のし渣も含む。数量等は以下に示す。
イ） 収集・運搬は業務毎に計上する。
ウ） 関係法令を順守し、適正かつ確実に実施すること。

表 3-10 汚泥収集・運搬、処分予定数量
<table><tr><th>業務</th><th>年間数量
（想定）</th><th>単位</th></tr><tr><td>汚泥収集・運搬
汚泥処分</td><td>18</td><td>m³／年</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>4</td><td>要求水準書</td><td>35</td><td>3</td><td>8</td><td>3</td><td>(4)</td><td>事故対応（修繕）の年間上限額</td><td>(4) 事故対応（清掃等又は修繕）の年間上限額
事故対応（清掃等又は修繕）の年間上限額は、下表に示す金額を目安とする。

表 3-16 事故対応（清掃又は修繕）の年間上限額（目安）
<table><tr><th>区 分</th><th>対象施設</th><th>年間上限額
（目安、税込）</th><th>備 考</th></tr><tr><td>事故対応（修繕）
（下水道）</td><td>全施設
（本管～公共桝）
マンホールポンプ含む</td><td>20,000 千円/年</td><td></td></tr><tr><td>事故対応（修繕）
（上水道）</td><td>配水管～直結止水栓</td><td>30,525 千円/年</td><td></td></tr></table></td><td>(4) 事故対応（修繕）の年間上限額
事故対応（修繕）の年間上限額は、下表に示す金額を目安とする。

表 3-16 事故対応（修繕）の年間上限額（目安）
<table><tr><th>区 分</th><th>対象施設</th><th>年間上限額
（目安、税込）</th><th>備 考</th></tr><tr><td>事故対応（修繕）
（下水道）</td><td>全施設
（本管～公共桝）
マンホールポンプ含む</td><td>20,000 千円/年</td><td>材料費含む</td></tr><tr><td>事故対応（修繕）
（上水道）</td><td>配水管～直結止水栓</td><td>30,525 千円/年</td><td>材料費含む</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>5</td><td>要求水準書</td><td>37</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>市と受託者の責任分担</td><td>本業務で想定しているリスクとその概略を表4-1に示す。なお、市及び受託者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。</td><td>本業務で想定しているリスクとその概略を表4-1に示す（同表において、「官」とは市を、「民」とは受託者を指す。）。なお、市及び受託者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。</td></tr>
</table>

募集要項等の改訂 新旧対照表

No	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	改訂前	改訂後
6	要求水準書	37	4				表4-1リスク分担		

改訂前

リスクの種類		リスクの内容	本業務
共通	入札・契約締結	応募手続きに係るコスト	民
		入札説明書、入札手続、プロポーザル実施要領等、契約手続きの誤り等	官
		市の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	官
		受託者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	民
	法令等の変更	本委託業務に直接関係する法令等の変更	官
		本委託業務に直接関係しない法令等の変更	民
		当該業務のみならず、広く一般的に適用される法令等の変更や新規立法	民
	税制の変更	本委託業務に関する新税制度の設立や税率の変更	官
		法人に課される税金のうちその利益に課される者の税制度の変更	民
	第三者賠償	受託者の行った不適切な業務、不法行為により第三者に与えた損害	民
		上記以外の原因により第三者に与えた損害	官民
		仕様・要求水準に従って業務を実施しても避けることのできない第三者損害	官
		契約日以前に起因する施設に~~係る契約不適合~~	官
		施設の存在そのものが近隣住民などに損害を及ぼす施設由来の第三者損害	官
	環境保全	受託者の行った業務に起因する、周辺水環境の悪化、騒音、振動又は臭気等の環境問題	民
		上記以外のもの	官
	許認可	市が取得すべき許認可の遅延	官
		受託者が取得すべき許認可の遅延	民
		市に対する行政指導に伴うコスト増に関するもの	官
	交付金	国交付金が得られなかった又は交付率が低かった場合、履行対象業務減となることに起因した受託額減となるリスク	官
		国交付金が得られなかった又は交付率が低かった場合、履行対象業務減となることに起因した施設・管路の不具合等リスク	民
	事業中止及び延期	市の指示、議会の不承認によるもの	官
		市の債務不履行によるもの	官
		受託者の責による事業放棄及び破棄、中断、不能によるもの	民
		施設の存在自体に対する住民の反対運動等	官

改訂後

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者
共通	応募手続・契約締結	応募手続きに係るコスト	民
		募集要項、応募手続き、プロポーザル実施要領等、契約手続きの誤り等	官
		市の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	官
		受託者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	民
	法令等の変更	本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更	官
		上記以外で、広く一般的に適用される法令等の変更や新規立法	民
	税制の変更	消費税及び地方消費税に関する新税制度の設立や税率の変更	官
		法人に課される税金のうちその利益に課される者の税制度の変更	民
	第三者賠償	受託者の行った不適切な業務、不法行為により第三者に与えた損害	民
		仕様・要求水準に従って本業務を実施しても避けることのできない第三者損害	官
		契約締結日以前に生じた対象施設の設置又は管理の瑕疵に起因する第三者損害	官
		契約締結日以後に対象施設の存在そのものが近隣住民などに損害を及ぼす施設自体に起因する第三者損害	官
	環境保全	受託者の行った本業務に起因する、周辺水環境の悪化、騒音、振動又は臭気等の環境問題	民
		上記以外のもの	官
	許認可	市が取得すべき許認可の遅延	官
		受託者が取得すべき許認可の遅延	民
		市に対する行政指導に伴うコスト増に関するもの	官
	交付金	国交付金が得られなかった又は交付率が低かった場合、履行対象業務減となることに起因した委託費額減となるリスク	民
		国交付金が得られなかった又は交付率が低かった場合、履行対象業務減となることに起因した対象施設・管路の不具合等リスク	官
	事業中止及び延期	市の指示、議会の不承認によるもの	官
		市の債務不履行によるもの	官
		受託者の責による事業放棄及び破棄、中断、不能によるもの	民
		対象施設の存在自体に対する住民の反対運動等	官

募集要項等の改訂 新旧対照表

<table>
<tr><th>No</th><th>資料名</th><th>頁</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>目</th><th>項目名</th><th>改訂前</th><th>改訂後</th></tr>
<tr><td>7</td><td>要求水準書</td><td>37</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>表4-1リスク分担</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">リスクの種類</th><th>リスクの内容</th><th>本業務</th></tr>
<tr><td rowspan="15">共通</td><td rowspan="2">住民対応</td><td>当該事業に関する住民反対・要望等への対応</td><td>官</td></tr>
<tr><td>受託者が実施する業務に関する住民反対、要望への対応</td><td>民</td></tr>
<tr><td>議会</td><td>水道料金、下水道料金改定に関する議会等への説明・周知に関するもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td>物価変動</td><td>住民訴訟（断水、赤水、水質悪化に伴う訴訟）、住民監査請求</td><td>官</td></tr>
<tr><td rowspan="4">不可抗力</td><td>予算等の議決が得られない場合の支払いの遅延</td><td>官</td></tr>
<tr><td>履行期間中のインフレ及びデフレ</td><td>官</td></tr>
<tr><td>自然災害又は人為災害による、中止又は延期</td><td>官</td></tr>
<tr><td>災害対策基本法で定める災害による施設損害、事業の変更及び中止による費用</td><td>官</td></tr>
<tr><td>契約締結解除</td><td>自然災害、事故等の事象等について、受託者の対応の責により本業務に支障をきたした場合</td><td>民</td></tr>
<tr><td rowspan="9">維持管理・運営</td><td rowspan="3">事業着手</td><td>市が予め指定する保険により対応可能な範囲</td><td>民</td></tr>
<tr><td>市の責による契約解除</td><td>官</td></tr>
<tr><td>受託者の責による契約解除</td><td>民</td></tr>
<tr><td>包括委託開始に際しての対象業務及び施設の確認に関するもの</td><td>民</td></tr>
<tr><td rowspan="3">業務内容</td><td>次期受託者への引き継ぎ資料の不備による業務トラブルに関するもの</td><td>民</td></tr>
<tr><td>事業引き継ぎに伴う費用負担に関するもの</td><td>民</td></tr>
<tr><td>市による業務内容の変更</td><td>官</td></tr>
<tr><td rowspan="2">要求水準未達</td><td>受託者の責による業務内容の変更</td><td>民</td></tr>
<tr><td>受託者の提案内容、設計・建設業務、運営・維持管理業務の不備・変更による費用の増加</td><td>民</td></tr>
<tr><td rowspan="2">点検・調査</td><td>市の指示、提示条件・変更によるもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td>運営・維持管理業務に関する要求水準の未達によるもの（設計・建設に係る契約不適合によるものを含む）</td><td>民</td></tr>
<tr><td rowspan="6">事故</td><td>市が実施した点検・調査結果及び作成したデータ等に不備があった場合</td><td>官</td></tr>
<tr><td>受託者が実施した点検・調査結果及び作成したデータ等に不備があった場合</td><td>民</td></tr>
<tr><td>受託者の責めによる労災事故、設備の破損・損壊</td><td>民</td></tr>
<tr><td>点検の中で感知しうる本件施設・設備の劣化等に関し、受託者の注意義務違反により事故が発生した場合</td><td>民</td></tr>
<tr><td>本件施設・設備の経年的な劣化等により事故が生じた場合</td><td>官民</td></tr>
<tr><td>電気的事故・機械的事故（劣化等による電気、機械設備の故障）による損害</td><td>官民</td></tr>
<tr><td rowspan="2">修繕費の増大</td><td>公共インフラの事故（停電、通信回線の切断、輸送機関の事故）、送配水管等の事故（放漏水、浸水、赤水）による損害に関するもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td>上記以外の事故等によるもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急事態に係る費用の増大</td><td>受託者の責による補修費の増大</td><td>民</td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td rowspan="2">廃棄物・汚泥処理</td><td>受託者の責めにより生じた緊急対応費の増大</td><td>民</td></tr>
<tr><td>受託者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大</td><td>民</td></tr>
<tr><td>上記以外の緊急対応費の増大</td><td>官</td></tr>
<tr><td>廃棄物の収集・運搬、処分に関するもの</td><td>民</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">リスクの種類</th><th>リスクの内容</th><th>リスク負担者</th></tr>
<tr><td rowspan="15">共通</td><td rowspan="2">住民対応</td><td>対象事業自体に関する住民反対・要望等への対応</td><td>官</td></tr>
<tr><td>受託者が実施する本業務に関する住民反対、要望への対応</td><td>民</td></tr>
<tr><td>議会</td><td>水道料金、下水道料金改定に関する議会等への説明・周知に関するもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td>物価変動</td><td>住民訴訟（断水、赤水、水質悪化に伴う訴訟）、住民監査請求</td><td>官</td></tr>
<tr><td rowspan="4">不可抗力</td><td>予算等の議決が得られない場合の支払いの遅延</td><td>官</td></tr>
<tr><td>履行期間中のインフレ及びデフレ</td><td>官民</td></tr>
<tr><td>自然災害又は人為災害による、中止又は延期</td><td>官</td></tr>
<tr><td>災害対策基本法で定める災害による対象施設の損害、対象事業の変更及び中止による費用</td><td>官</td></tr>
<tr><td>契約締結解除</td><td>自然災害、事故等の事象等について、受託者の対応の責により本業務に支障をきたした場合</td><td>民</td></tr>
<tr><td rowspan="9">維持管理</td><td rowspan="3">本業務着手</td><td>市が予め指定する保険により対応可能な範囲</td><td>民</td></tr>
<tr><td>市の責による契約解除</td><td>官</td></tr>
<tr><td>受託者の責による契約解除</td><td>民</td></tr>
<tr><td>受託者が行う本業務及び対象施設の確認作業に関する費用負担</td><td>民</td></tr>
<tr><td rowspan="3">業務内容</td><td>次期受託者への引き継ぎ資料の不備による業務トラブルに関するもの</td><td>民</td></tr>
<tr><td>本業務引き継ぎに伴う費用負担に関するもの</td><td>民</td></tr>
<tr><td>市による本業務の内容変更</td><td>官</td></tr>
<tr><td rowspan="2">要求水準未達</td><td>受託者の責による本業務の内容変更</td><td>民</td></tr>
<tr><td>受託者の提案内容、本業務の不備・変更による費用の増加</td><td>民</td></tr>
<tr><td rowspan="2">点検・調査</td><td>市の指示、提示条件・変更によるもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td>本業務に関する要求水準の未達によるもの（設計・建設に係る契約不適合によるものを含む）</td><td>民</td></tr>
<tr><td rowspan="6">事故</td><td>市が実施した点検・調査結果及び作成したデータ等に不備があった場合</td><td>官</td></tr>
<tr><td>受託者が実施した点検・調査結果及び作成したデータ等に不備があった場合</td><td>民</td></tr>
<tr><td>受託者の責めによる労災事故、設備の破損・損壊</td><td>民</td></tr>
<tr><td>点検の中で感知しうる対象施設・設備の劣化等に関し、受託者の善管注意義務違反により事故が発生した場合</td><td>民</td></tr>
<tr><td>対象施設・設備の経年的な劣化等により事故が生じた場合</td><td>官民</td></tr>
<tr><td>電気的事故・機械的事故（劣化等による電気、機械設備の故障）による損害</td><td>官民</td></tr>
<tr><td rowspan="2">修繕費の増大</td><td>公共インフラの事故（停電、通信回線の切断、輸送機関の事故）、送配水管等の事故（放漏水、浸水、赤水）による損害に関するもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td>上記以外の事故等によるもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急事態に係る費用の増大</td><td>受託者の責による補修費の増大</td><td>民</td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td rowspan="2">廃棄物・汚泥処理</td><td>受託者の責めにより生じた緊急対応費の増大</td><td>民</td></tr>
<tr><td>受託者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大</td><td>民</td></tr>
<tr><td>上記以外の緊急対応費の増大</td><td>官</td></tr>
<tr><td>廃棄物の収集・運搬、処分に関するもの</td><td>民</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>8</td><td>要求水準書</td><td>37</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>表4-1リスク分担</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">リスクの種類</th><th>リスクの内容</th><th>本業務</th></tr>
<tr><td rowspan="6">維持管理・運営</td><td rowspan="2">施設の保安</td><td>受託者の責めによるもの</td><td>民</td></tr>
<tr><td>既存契約にかかわるもの、受託者の責めによらないもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設の損傷</td><td>受託者の責による施設損傷</td><td>民</td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報</td><td>受託者の責による本業務に係る個人情報漏えいが生じた場合</td><td>民</td></tr>
<tr><td>市の責による本業務に係る個人情報漏えいが生じた場合</td><td>官</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業終了</td><td>業務終了手続き（次期受託者への引継ぎ）</td><td>業務終了手続きに伴う諸費用及び精算手続き</td><td>民</td></tr>
<tr><td>着手時引き継ぎ前の整備不良などを原因とするもので受託者が市に提示していた瑕疵に関するもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td>委託終了に際しての対象業務及び施設の確認に関するもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td>業務終了後の契約不適合</td><td>業務終了から一定期間内における契約不適合</td><td>民</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">リスクの種類</th><th>リスクの内容</th><th>リスク負担者</th></tr>
<tr><td rowspan="5">維持管理</td><td>対象施設の保安</td><td>受託者の責めによるもの</td><td>民</td></tr>
<tr><td>対象施設の損傷</td><td>既存契約にかかわるもの、受託者の責めによらないもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報</td><td>受託者の責による対象施設損傷</td><td>民</td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td>受託者の責による本業務に係る個人情報漏えいが生じた場合</td><td>民</td></tr>
<tr><td rowspan="3">本業務終了</td><td>本業務終了手続き（次期受託者への引継ぎ）</td><td>市の責による本業務に係る個人情報漏えいが生じた場合</td><td>官</td></tr>
<tr><td>本業務終了手続きに伴う諸費用及び精算手続き</td><td>民</td></tr>
<tr><td>着手時引き継ぎ前の整備不良などを原因とするもので軽微な瑕疵・契約不適合に関するもの</td><td>官</td></tr>
<tr><td>本業務終了後の契約不適合</td><td>市が行う本業務終了に際しての本業務及び対象施設の確認作業に関する費用負担</td><td>官</td></tr>
<tr><td></td><td>本業務終了時の対象施設の確認に係る対象施設の重大な契約不適合で、本業務終了から一定期間内における契約不適合</td><td>民</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

募集要項等の改訂 新旧対照表

<table>
<tr><th>No</th><th>資料名</th><th>頁</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>目</th><th>項目名</th><th>改訂前</th><th>改訂後</th></tr>
<tr><td>9</td><td>選定基準</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td>市は、企画提案書等の受託候補者の選定を実施するため、「交野市上下水道施設包括的管理業務委託事業者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。
なお、参加者が、募集公表から優先交渉事業者の選定までの間に、本業務について委員会の委員に直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うので留意すること。</td><td>市は、企画提案書等の受託候補者の選定を実施するため、「交野市上下水道施設包括的管理業務委託事業者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>業務委託基本契約書（案）</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>（責任者・技術者等）
第6条第1項</td><td>第６条　乙は、募集要項等に規定する責任者及び技術者等を定め、甲に通知するものとする。</td><td>第６条　乙は、募集要項等に規定する責任者及び技術者等を定め、甲に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。</td></tr>
<tr><td>11</td><td>業務委託基本契約書（案）</td><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>別紙3
物価改定の判定方法（表3）</td><td><table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>判定に用いる指標</td><td>物価変動の改定指標（表２）の指標</td></tr><tr><td>判定時期</td><td>毎年度２月（新しい単価が公表された時期）</td></tr><tr><td>改定の対象経費</td><td>「支払方法及び支払期」並びに「物価改定の対象」（表１）における業務の経費</td></tr><tr><td>対象期間</td><td>翌年度以降</td></tr><tr><td>判定基準</td><td>前回改定年度又はこの契約書の締結日の労務単価から±1.0%以上の変動が生じているか</td></tr><tr><td>物価改定の計算方法</td><td>改定額　＝　改定の対象経費　×　物価増減率
物価増減率　＝　指標（当該年度）/指標（前回改定年度又はこの契約書の締結日）</td></tr></table></td><td><table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>判定に用いる指標</td><td>物価変動の改定指標（表２）の指標</td></tr><tr><td>判定時期</td><td>毎年度２月（新しい単価が公表された時期）</td></tr><tr><td>改定の対象経費</td><td>「支払方法及び支払期」並びに「物価改定の対象」（表１）における業務の経費</td></tr><tr><td>対象期間</td><td>翌年度以降</td></tr><tr><td>判定基準</td><td>前回改定年度又はこの契約書の締結日の労務単価から、物価改定の指標ごとに±1.0%以上の変動が生じているか</td></tr><tr><td>物価改定の計算方法</td><td>改定額　＝　改定の対象経費　×　物価増減率
物価増減率　＝　指標（当該年度）/指標（前回改定年度又はこの契約書の締結日）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>12</td><td>SM調査等業務委託契約書（案）</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>（責任者・技術者等）
第6条第1項</td><td>第６条　乙は、募集要項等に規定する責任者及び技術者等を定め、甲に通知するものとする。</td><td>第６条　乙は、募集要項等に規定する責任者及び技術者等を定め、甲に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。</td></tr>
<tr><td>13</td><td>SM調査等業務委託契約書（案）</td><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>別記2
物価改定の判定方法（表3）</td><td><table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>判定に用いる指標</td><td>物価変動の改定指標（表２）の指標</td></tr><tr><td>判定時期</td><td>毎年度２月（新しい単価が公表された時期）</td></tr><tr><td>改定の対象経費</td><td>「支払方法及び支払期」並びに「物価改定の対象」（表１）における業務の経費</td></tr><tr><td>対象期間</td><td>翌年度以降</td></tr><tr><td>判定基準</td><td>前回改定年度又はこの契約書の締結日の労務単価から±1.0%以上の変動が生じているか</td></tr><tr><td>物価改定の計算方法</td><td>改定額　＝　改定の対象経費　×　物価増減率
物価増減率　＝　指標（当該年度）/指標（前回改定年度又はこの契約書の締結日）</td></tr></table></td><td><table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>判定に用いる指標</td><td>物価変動の改定指標（表２）の指標</td></tr><tr><td>判定時期</td><td>毎年度２月（新しい単価が公表された時期）</td></tr><tr><td>改定の対象経費</td><td>「支払方法及び支払期」並びに「物価改定の対象」（表１）における業務の経費</td></tr><tr><td>対象期間</td><td>翌年度以降</td></tr><tr><td>判定基準</td><td>前回改定年度又はこの契約書の締結日の労務単価から、物価改定の指標ごとに±1.0%以上の変動が生じているか</td></tr><tr><td>物価改定の計算方法</td><td>改定額　＝　改定の対象経費　×　物価増減率
物価増減率　＝　指標（当該年度）/指標（前回改定年度又はこの契約書の締結日）</td></tr></table></td></tr>
</table>